

広島県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

平成三十年四月九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	公立みつぎ総合病院地域密着型特別養護老人ホーム「ふれあい」	尾道市御調町高尾1348番地6	平成30年3月30日